

No. 50750

**Japan
and
Spain**

Convention on social security between Japan and Spain. Tokyo, 12 November 2008

Entry into force: *1 December 2010, in accordance with article 32*

Authentic texts: *Japanese and Spanish*

Registration with the Secretariat of the United Nations: *Japan, 21 May 2013*

**Japon
et
Espagne**

Convention de sécurité sociale entre le Japon et l'Espagne. Tokyo, 12 novembre 2008

Entrée en vigueur : *1^{er} décembre 2010, conformément à l'article 32*

Textes authentiques : *japonais et espagnol*

Enregistrement auprès du Secrétariat de l'Organisation des Nations Unies : *Japon, 21 mai 2013*

日本国のために

中曾根弘文

スペインのために

A・ロサーダ・T

第三十二条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第三十三条 有効期間及び終了

1 この協定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従って終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年十一月十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。

第五部 経過規定及び最終規定

第三十一条 この協定の効力発生前の保険期間、事実及び決定

- 1 この協定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、この協定の効力発生前の保険期間を考慮する。
- 2 この協定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、この協定の効力発生前の事実を考慮する。
- 3 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。
- 4 第七条1(a)及び2(a)の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生の日の前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1(a)に規定する派遣の期間及び同条2(a)に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日を開始したものとみなす。
- 5 この協定の効力発生前に一方の締約国の法令に基づいて認められた給付又は拒否された給付については、関係者の要請に基づき、この協定の規定の適用により見直すことができる。ただし、スペインについては、この協定の効力発生前に支払われた一時金については、見直さない。
- 6 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十九条 給付の支払

1 いずれの締約国の実施機関も、いずれか一方の締約国の通貨により、この協定に基づく給付の支払をすることができる。

2 いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を可能とするために必要な措置について、直ちに協議する。

第三十条 意見の相違の解決及び合同委員会

1 この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、関係のある事項に責任を有する日本国の当局とスペインの権限のある当局との間の協議により解決する。

2 両締約国は、両締約国の権限のある当局及び実施機関の代表者で構成される合同委員会を設置することができる。当該合同委員会は、この協定の実施状況を監視する責任を負う。当該合同委員会は、いずれか一方の締約国の要請により、日本国又はスペインのいずれかにおいて必要に応じて会合する。